

第17回京都市都市緑化審議会 摘録

1 開催日時

令和6年6月10日（月）午前10時～正午

2 開催場所

京都市役所本庁舎4階 正庁の間

3 出席者（敬称略）

委員8名出席（4名欠席）

会 長	深町 加津枝	
副会長	平山 貴美子	
委 員	井原 縁	（欠席）
委 員	黒木 要州	
委 員	谷 萌子	（欠席）
委 員	徳岡 孝之	（欠席）
委 員	内藤 光里	
委 員	長畑 和典	
委 員	町田 誠	
委 員	森山 敦子	
委 員	山口 敬太	（欠席）
委 員	山田 豊久	

事務局

建設局みどり政策推進室	室長	永田 盛士
	事業促進担当部長	朝山 勝人
	みどり企画課長	山本 真史
	緑化推進課長	豊田 幸宏
	公園利活用第一課長	千垣内 麻衣

4 次 第

(1) 開会

(2) 会長・副会長あいさつ

(3) 議題

- ・次期「緑の基本計画」について（諮問）
- ・令和6年度みどり政策推進室の主要な事業（案）について報告
- ・宝が池みらい共創指針について
- ・令和5年度の保存樹追加指定候補樹木の調査結果について

(4) 閉会

5 会議録

〔摘録〕＜委：委員、事：事務局＞

(1) 議題

〔諮問〕次期「緑の基本計画」について

（質疑応答）

委：

先ほど事務局から説明があったとおり、緑の基本計画に係る検討は部会で進めていくこととする。審議会規則に基づき、部会の構成員は会長が指名する。

（異議なし）

委：

緑の基本計画は平成6年から推進しているものなので、個々の取組が熟成されており大きく変更する必要はないと思う。事前明示的にその都市の環境に関わる内容を、市民の皆様に分かりやすく共有することに計画のポイントがあると考えられるため、説明いただいた内容は合理的であると考えます。

令和6年5月29日に公表された都市緑地法の改正案の中で、緑地の保全等に関する基本方針を国が定めることになり、また、都道府県による広域緑地計画の策定についても法律で位置付けることになった。これらの方針等は、必ずしも地方自治体の緑の基本計画の上位に位置付けられるものではないが、計画策定に当たってその存在を意識していただきたい。

加えて、都市計画法の改正の中でも、都市計画を定める際の基準に「自然的環境の整備・保全の重要性」が位置付けられた。ほかにも、都市緑地法及び古都保存法に基づく緑地の買入れについて、国が指定する法人が都道府県等に代わって買い入れる仕組みや、民間事業者による緑地確保の取組を推進するための認定制度及び認定された取組に対する融資制度などが創設されることとなった。

京都市の緑の基本計画は、これらの法改正後に全国で初めて改定する計画になると思われるので、先進事例としてふさわしいものにしていただきたい。

また、平成29年度の都市緑地法の改正において、緑地の定義に「農地であるもの」が含まれることとなった。京都市においては、以前から、古都保存法で買入れた農地に係る景観の保全や営農の継続が課題になっていたと記憶している。緑の基本計画の改定においても、農地の取扱いをどのようなウエイトで取り扱うかという点が重要なポイントであると考えます。

事：

国・京都府とは、キックオフ的に協議した段階であることから、今後詳細な点

について議論を深めていきたいと考えている。農地の取扱いについても関係部局と連携しながら今後しっかり検討してまいりたい。

委：

現行の計画においては、基本方針、視点、目標及び施策が1対1で対応する関係にはなっていないという理解でよいのか。

事：

御指摘のとおりである。今回の改定においては、それらを整理し、方針・視点・施策・目標の対応関係を分かりやすく整理してお示しできるようにしたいと考えている。

委：

基本理念のキーワードに挙げられている造園技術、庭園文化に関連して、観光客や市民の多くは「癒し」を求めて庭園を訪れていると考えられる。そのため、癒し、憩いといったキーワードについても盛り込めないか検討いただきたい。

委：

ネットワーク形成の進展に係る今後の方針の説明の中で、ネットワークを広範囲にするという網羅化と、ネットワークを重ねるという重層化について説明があったが、その2つの概念が具体的にイメージしにくい。

事：

網羅化はネットワークを伸ばすイメージであり、重層化は今あるネットワークの網を太くしていくイメージである。

委：

私の重層化のイメージは、いくつかのテーマに基づくネットワークを重ねていくことで、網目を細かく漏れなくしていくイメージだったが、そのイメージとは異なるのか。

事：

そういう観点も含まれると考える。

委：

これまで出た重要なキーワードについては、今後、具体的な説明を入れて議論していきたいと思う。

委：

今後の方針の説明における、質の向上に関して、京都の山が黄緑に変わってきている箇所が散見される。これらは植物の老化によるものか、又は害虫の被害を受けたものか。また、そうした樹木を更新していく取組はあるのか。

事：

黄緑の箇所は、落葉広葉樹が枯れた後、常緑樹が林層を占めていく「シイ林化」のことだと推察する。そうした箇所について樹種の構成の改善に取り組んでいる部署があるものの、生物多様性の観点からはシイ林化が一概に望ましくない状況とはいえないことから、そうした視点なども踏まえ、バランスよく検討していく必要があるものと考えられる。

委：

市民にとって分かりやすい計画を策定する方針に賛同する。また、市民の都市農業への関心が高まっており、市の環境政策局においても関係機関と連携しながら脱炭素ライフスタイルの中で、都市農業を推進していくプロジェクトを推進していることから、先ほど話にあった農地の取扱いについても計画に盛り込むべきと考える。

さらに、環境基本計画の取組の中でも都市の緑や生物多様性に関するアンケート調査を行うなど、緑の基本計画と関連性の高い情報の取扱いもあることから、環境政策局との横の連携も進めながら策定作業を進められたらよいと考える。

次期計画の基本方針と目標に係るフレームワークは、E S G（環境・社会・行政）の考え方に近似している。ただ、様々なキーワードが考えられる一方で、それらを乱立させるのではなく、方針に盛り込むもの、具体的施策に盛り込むものなどに分けて整理することで、シンプルで分かりやすく、またアウトプット・アウトカムの評価もしやすくなるのではないかと思う。

事：

いただいた御意見を参考に、引き続き検討していきたい。

委：

内容をかなり整理していただいていると思うが、まだ複雑で、できるだけ構成をシンプルにして、市民に分かりやすいものにしていただきたい。また、京都の都市特性を考えると方針の中に「歴史」「文化」という要素は盛り込んでいくべきである。

事：

「文化」、「歴史」の視点も踏まえ、しっかり検討していきたい。

委：

緑地に様々な種類がある中で、「農地」など、より重視すべき対象があると思う。京都全体の緑地を見ると、必ずしも全ての緑地に樹木を植えるべきということではなく、例えば歴史的に「野」として利用されてきた土地もある。そうした「野」などの役割も重要であることから、地名や地形なども手掛かりに、配置のバランスも意識しながら計画に反映していただきたい。

また、湧き水など目につきにくく小規模なスポットでも、そこに重要な文化が根付いている。里山林なども必ずしも生業と結びついているものとは限らず、五山の送り火や鞍馬の火祭など様々な伝統行事と関わり、文化的意義を持つものもある。そういった点にも目を向けていただきたい。

さらに、現行計画の中で整理された各項目は交わっていると思う。例えば「安心・安全」と「文化」は距離を置いて図示されているが、雨庭のように安心・安全のために整備したものが文化を生み出すという事例もあることから、そうしたつながりも表現できればよい。

各種資料は、丁寧に分析していただいている一方で、情報量が多いこともあり読み取りにくいいため、より市民に分かりやすく、親しみやすい形で表現できるよう検討が必要である。

委：

計画のアウトプット・アウトカムについては、どのように評価し、その結果をどのように活用していくのか。他都市の行政計画においては、毎年評価を行い、報告会を開催している事例もある。

事：

検討中であり、現時点で具体的な回答は致しかねるが、分かりやすい見せ方ができるよう、工夫していきたい。

委：

評価結果は内部で活用するのか、市民に開示して取組が広がるようにしていくのか、どちらを想定しているか。

事：

市民の皆様との連携のもと計画の取組を進めていきたいと考えており、市民の皆様に分かりやすくお示ししていきたい。

〔令和6年度みどり政策推進室の主要な事業（案）について〕

委：

説明いただいた方向で事業を進めていただきたい。

(2) 報告

〔宝が池みらい共創指針について〕

委：

指針のリーフレットに記載されている「やってみたいことアイデア」の中で、現在、京都市の公園ではルール上行えないものをいくつか教えてほしい。

事：

例えば、森の保全・再生を目的としたものであっても、管理者以外による「木の伐採・利活用」は、無許可では行えない。ほかにもバーベキュー・焚火や自転車の乗り入れは基本的にできない。一方で、宝が池公園は広いため、自転車の利用に関するニーズは一定ある。歩行者の安全性の確保との兼ね合いもあるため、実現すべきか否かという点も含めて議論が必要である。

委：

これまで自転車の通行を禁止してきた都市公園において、ルールを変更し自転車通行可とするには、どこでも難しい課題を伴うと思う。私自身、他都市で試行実施に向けて検討を進めているところである。

事：

そうした事例も参考にしながら検討していきたい。

委：

本事業は大変良い取組だと思うので、引き続き進めていただきたい。

〔令和5年度の保存樹追加指定候補樹木の調査結果について〕

委：

今年度の調査の結果、指定候補樹木数が想定に満たない場合に実施する追加調査は、これまで調査して候補から漏れた樹木を対象とするのか。以前、事務局から、大きさの指定基準値を満たさない樹木の中にも、立派な樹木が存在するという説明があったが、それらの樹木が候補となるのか。

事：

令和元年度の本審議会でお諮りしたとおり、指定候補樹木の大きさの基準については、樹木の高さ、樹幹幅、幹周の3つの基準値を全て満たすものを対象としている。また、指定候補の判定については、総合判定A～DのうちA判定の樹木とすることを基本としているが、今後追加指定候補を検討する際には、B判定の中から、再度調査を行っていくことを想定している。

委：

6年度の調査で指定候補樹木が少なく、追加調査を要することとなった場合には、7年度に調査を実施し、8年度に指定をする、というスケジュールをお示しいただいた。しかし、緑の基本計画策定に係る打出しと併せて、6年度調査で想定数に満たなくとも指定候補樹木が決まった場合には、それらについて、追加調査を待たずに7年度に先行して指定する方向で検討いただきたい。

事：

基本計画の策定と併せた打出しを検討していきたい。